



令和7年12月26日
航空局 安全部 空港安全室

「空港の安全に関する情報(令和6年度)」の公表 ～「第12回空港安全情報分析委員会」の結果概要～

令和7年10月24日(金)に、第12回空港安全情報分析委員会を開催し、空港分野の安全に関する情報の報告(令和6年度)について審議しましたので、その結果概要を取りまとめました。

1. 空港安全情報分析委員会について

平成26年4月より適用された「航空安全プログラム」により、安全情報^{注)}を収集するための報告制度を導入いたしました。

この制度により、空港の設置管理者は安全上の支障を及ぼす事態が発生した際、関連情報を収集し航空安全当局へ報告しなければならないことになっています。

国土交通省では、報告された安全情報についての分析及び公表を適切に実施するため、本委員会を毎年開催しています。(委員名簿は別紙1)

注)「安全情報」とは、航空事故や重大インシデント及びその他の安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を指します。

2. 議事概要

(1) 航空局より空港分野の安全に関する取組を報告しました。

(2) 令和6年度に空港の設置管理者より報告された安全情報について、評価・分析を行いました。(議事概要は別紙2)

当該安全情報について取りまとめを行い、安全監査の実施状況と合わせて、その内容を「空港の安全に関する情報(令和6年度)」として公表することとしました(別紙3)。

本報告は以下のURLからも入手可能です。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html

【問い合わせ先】

航空局 安全部 空港安全室 脇田、廣野、岡田

代表 : 03-5253-8111 (内線:49554、49565)

直通 : 03-5253-8701 (空港安全室)

第 12 回 空港安全情報分析委員会 委員名簿

(敬称略)

(委員長)

福手 勤 東洋大学 名誉教授

(委員)

渡邊 秀夫 日本ヒューマンファクター研究所 研究主幹
勝谷 一則 國土技術政策総合研究所 空港研究部長

(特別委員)

河内 啓二 東京大学 名誉教授 (航空安全情報分析委員会 委員長)
小松原 明哲 早稲田大学理學部創造理工学部経営システム工学科 教授
(交通管制安全情報分析委員会 委員長)

(オブザーバー)

定期航空協会
一般社団法人 空港グランドハンドリング協会
航空連合
成田国際空港株式会社
中部国際空港株式会社
関西エアポート株式会社

(航空局)

石井 靖男 航空局 安全部長
古屋 孝祥 大臣官房参事官 (安全企画)
梅澤 大輔 航空局安全部安全政策課長
木内 宏一 大臣官房参事官 (航空安全推進)
小倉 一仁 航空局安全部安全政策課空港安全室長
宮坂 淳 航空局安全部安全政策課航空交通管制安全室長

第12回 空港安全情報分析委員会の議事概要

【議題1】 空港分野の安全に関する状況

事務局から令和6年度において、空港の設置管理者から報告のあった空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生した航空機事故・重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態の安全情報の報告を行った。

【議題2】 空港分野の安全情報の分析と対策

事務局から令和6年度の安全上の支障を及ぼす事態の分析と執られた対策及び実施した取組等の報告を行った。

【議題3】 空港分野の安全監査の実施状況

事務局から令和6年度の安全監査の実施概要とその結果及び今後の取組について報告を行った。

【議題4】 空港分野の安全情報の公表について

事務局から公表資料の報告を行った。

(公表資料は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html より入手可能)

(総評)

第12回空港安全情報分析委員会において、令和6年度の空港分野における安全情報について、審議いただいた結果、各事案について、関係者による再発防止策等の必要な対応がとられていること及び引き続き適切にフォローアップを行っていくことが重要であることが確認されました。

委員からは、以下のとおり、

- ・ 制限区域内事故発生状況について、データも長年蓄積されてきているので、既往データを用いて季節的な要因等の有無について分析することが可能かどうか、検証を行っても良いと考える。
- ・ 運用中の滑走路に人や車両が進入する際は、航空機の動向の把握と周囲の安全確認などの基本動作の徹底が重要であり、滑走路等に誤って進入することにより生じうる重大事故等など、その重大性について自覚を促すことが必要である。
- ・ 今般のグランドハンドリング（航空機運航の地上支援業務）の安全監督体制の強化については、各事業者が執っている予防的対策や教育訓練の体制などを航空安全当局として確認していく方向に整えられることは良い取組である。このような安全監督を通じて事業者の取組のバラつきについて平準化、さらには高度化を図ることが重要。
- ・ エプロン（航空機が駐機する場所であり、旅客の乗降、貨物や手荷物の積み下ろしなどが行われるエリア）内の標識や舗装面の不具合による事故も見受けられるが、事故が生じる前に、それらの不具合を事業者が気づき、それを事前に刈り取ることができるよう、ハザード

収集やその改善について空港の設置理者が事業者との連携を更に強化するよう空港の取組を継続監視していく必要がある。

- ・ 舗装面の破損に関し、発見から復旧までに要する時間も空港運用にとって重要な要素になると考えられるため、経過の分析や復旧作業への備えについても指標として監視していく必要がある。
- ・ 一部では、事故等が前年と比べ減少した空港もあるところ、これらの空港の設置管理者や事業者の取組を把握し、有効な取り組みについて他の空港の設置管理者や事業者に展開することが重要。

など様々なご意見やご示唆がありました。

最後に委員長から「令和6年度の取組（案）」について、非常に重要な取組であり、実効性のある対応を実施することとして承認を得ました。

これらのご助言・ご意見を踏まえ、関係者と連携して必要な取組を引き続き進めてまいります。